ひとり親家庭への支援

経済的支援

母子父子寡婦福祉資金貸付

ひとり親家庭の生活の安定を図るため、各種資金を貸し付けます。
貸付資金は、修学資金、技能習得等の生活資金、医療介護資金などがあります。

問い合わせ先　子育て支援課　子ども家庭係　TEL:092-942-1159

JR通勤定期乗車券の割引

児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JRの列車の通勤定期を購入する場合、普通定期券が割引（3割）されます。ただし他の割引と併用することはできません。

問い合わせ先　子育て支援課　保育・手当係　TEL:092-942-1157

児童扶養手当

ひとり親家庭等の生活安定と児童の福祉の向上のために、18歳に達する日以後の年度末までの児童（又は20歳未満の障害を持っている児童）を監護・養育している方に支給します。

手続き　必要書類は個人で異なります。まずは申請する本人が子育て支援課に来庁ください。
担当が聞き取りのうえ書類を説明します。

手当の支給　請求日の属する月の翌月分から支給されます。1・3・5・7・9・11月の年6回、それぞれの支払月の前月までの2か月分が支払われます。

手当の月額　所得に応じて全部支給と一部支給があります。

区　分	児童1人
全部支給	42,910円
一部支給	42,900～10,120円

第2子については、全部支給の場合10,140円加算、一部支給の場合5,070円～10,130円加算
第3子以降については、全部支給の場合6,080円加算、一部支給の場合3,040円～6,070円加算
※支給額は平成31年4月からの改定額です。

問い合わせ先　子育て支援課　保育・手当係　TEL:092-942-1157

ひとり親家庭等医療

ひとり親家庭の母又は父及びその子、父母のない児童が病院にかかった医療費の一部を助成する制度です。

※医療機関の窓口では、保険証と医療証を提示してください。なお、医療証は福岡県外では使用できません。
※福岡県外の医療機関を受診した際は、払い戻しができますので、後日、市民国保課に請求の手続きをしてください。

手続き　申請の際は、必ずご本人がお越しください。手続き方法や提出書類について説明します。

助成内容

区　分	自己負担限度額
入院外	1医療機関につき 800円／月
入院	1医療機関につき 500円／日（月7日限度）

その他　●1年ごと（有効期限が切れる前）の更新手続きが必要です。対象者には事前に通知します。
●ひとり親家庭等医療と重度障害者医療は重複して認定申請できます。

問い合わせ先　市民国保課　年金・医療係　TEL:092-942-1194

生活支援

日常生活支援事業

ひとり親家庭及び寡婦の方を対象に、修学や疾病などにより一時的に生活援助が必要になった際に、家庭生活支援員を派遣し、安心して子育てしながら生活することができる支援制度です。

対象家庭　古賀市に住所を有するひとり親家庭及び寡婦の方で、次のいずれかの理由により、一時的に生活援助などの支援が必要な家庭
●通学若しくは就職活動等自立促進に必要な事由
●疾病、出産、看護、災害、冠婚葬祭、失踪、転勤、出張、残業
●学校などの公的行事への参加など（社会通念上必要と認められる事由）

利用料金　（1時間あたり）

区　分	料　金
生活保護世帯及び市民税非課税世帯	0円
児童扶養手当支給水準世帯	150円
その他の世帯	300円

申請手続　利用希望者は、あらかじめ「支援員派遣等対象家庭登録申請書」を子育て支援課子ども家庭係に提出する必要があります。

問い合わせ先　子育て支援課　子ども家庭係　TEL:092-942-1159

就業支援

自立支援教育訓練給付金

ひとり親家庭の母又は父が就職につながる能力開発のために受講した教育訓練講座の受講料を助成します。

対象講座　雇用保険教育訓練給付金制度の指定講座。受講前に申請を行い、講座の指定を受けることが必要です。

支給額　受講経費の6割（上限80万円（※修学年度に応じて20万円×年数を上限とする。1万2千円以下は対象外））

問い合わせ先　子育て支援課　子ども家庭係　TEL:092-942-1159

高等職業訓練促進給付金

ひとり親家庭の母又は父が就職に有利な資格を取得するため、1年以上養成機関で修業する場合、修業期間（48か月を上限）に毎月訓練促進費を、また修了後に修了支援金を支給します。

対象資格　看護師、准看護師、介護福祉士、保育士、理学療法士、作業療法士など

支給額　修了支援金は卒業後に支給します。

区　分	訓練促進費	修了支援金
市民税非課税世帯	月額 10万円※（14万円）	5万円
市民税課税世帯	月額 7万500円※（11万500円）	2万5千円

※（　）内は最終年度の金額

問い合わせ先　子育て支援課　子ども家庭係　TEL:092-942-1159

相談支援

養育費相談支援センター

ひとり親サポートセンター（春日センター、飯塚ブランチ）に専門相談員を配置して、養育費に関する質問（離婚前相談も可能）、就業に関する相談にお答えしています。
より専門的なアドバイスが必要な場合は、弁護士による法律相談をご紹介します。

問い合わせ先
●春日センター　春日市原町3-1-7（クローバープラザ6階）　TEL：092-584-3931
●飯塚ブランチ　飯塚市新立岩8-1（嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所：本庁舎内）　TEL：0948-21-0390
●久留米センター　久留米市日吉町15-60（ニッセイ久留米ビル9階）　TEL：0942-32-1140